

議会だより



【整備が進む屋根付船揚場(美国漁港)】

— 内 容 —

- | | |
|---|-------------------------|
| ◇特集 積丹町の交通運行を考える！
◎地域生活公共交通維持対策について
(総務文教常任委員会所管事務調査の審議状況)
..... 2～7 | ◇議会の主な動き 9 |
| ◇議会活動
○行政視察の受入れ 8 | ◇議会一口メモ 9 |
| | ◇積丹町議会・委員会出席状況 10 |
| | ◇編集後記 10 |

特集 積丹町の交通運行を考える！

令和4年12月開会の第4回積丹町議会定例会の会期中、総務文教常任委員会（山本俊三委員長）が開催され、所管事務調査を行いましたので、その説明と質疑応答をお知らせします。

※記載の内容は要約しています。

◎地域生活公共交通維持対策について

平阜企画課長説明

これまでの経過は、人口減少、高齢化の進展、車社会の進展により路線バス利用者は著しい減少が続いています。加えてバス事業者の乗務員不足が顕在化している社会情勢にあって、これまでの交通事業者主体の地域公共交通体制の維持が大変困難な状況に変化しています。国では新たな運輸体制に基づく交通政策に沿って、地域主体による安定的・長期的な地域密着型の「地域公共交通維持確保対策」の構築が急がれており、全国の地域課題として現れている状況にあります。

本町の状況は、路線バスを運行する交通事業者の北海道中央バス（株）から、令和5年9月をもって現行の積丹線（小樽〜余別間）の路線を廃止することが提案されています。町では、この路線廃止の提案を見据えまして、当町の公共交通の現状・地域事情等を踏まえた町独自の今後の地域内公共交通の在り方を検討するため、令和4年3月24日に「積丹町地域公共交通活性化協議会」を立ち上げています。この中で、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく本町の地域公共交通計画の策定に向けて、現在、この協議会を主体に検討を続けています。

協議会の構成員は26名で、これまで3回開催しており、今後は2回の開催を予定しています。令和5年2月に開催予定の第4回ではこの公共交通計画の協議を引き続き行い、3月開催予定の第5回までに地域公共交通計画を決定したい考えです。この計画の決定を受けまして、4月以降にこの計画概要・運用計画等について、地域説明会を開催し、今後の公共交通計画と交通の在り方について説明してまいります。

地域公共交通計画における現在の検討素案は、この計画の基本方針案になりますが、持続可能な公共交通体系の構築による住民や観光客の移動支援を基本方針に掲げることとしています。この基本方針案の考え方は、次の2点にまとめられています。

①現状の輸送サービスとして、

当町には路線バス、ハイヤー、診療所・温泉送迎バス、スクールバス、福祉有償運送事業など様々な輸送手段がありますので、中央バスから提案されている路線廃止区間の代替交通として、新たな輸送手段を検討していかなければならない地域課題があります。既存の輸送資源を最大限活用することによって、輸送の効率化や新たな公共交通の導入、広域交通との連携により、国の財政支援を受けながら、持続可能な地域の輸送手段の確保の可能性を模索する検討の必要があります。

②本町の特徴として、地域住民

の足の確保のほかに観光需要が高いという状況があります。現状も路線バスを利用して来訪される観光客が多いことから、積丹線が短絡化され、美国発着になった場合でも観光客の受入れ体制の質の低下防止・機能の維持向上を図る必要があります。生活交通の中に観光需要に応じた路線と位置づけることで、地域経済への波及、地域活性化に寄与する視点を持って今後の公共交通体制構築の可能性の検討を進めたい考えです。

地域公共交通計画の策定作業に当たっては、多様な運行方式、受益者負担の在り方、運輸法制の克服



▲小樽駅前バスターミナル



▲美国バス停留所

服など専門性の高い検討課題が多い状況から、この計画の策定業務は協議会から民間事業者への業務委託により現在作業を進めています。この業務経費は、町費補助金と国土交通省からの国費補助金を財源として、委託事業者は日本データサービズ(株)(札幌市)で、委託期間は令和4年6月1日から令和5年3月31日までです。

乗車人数及び車内人数調査結果のまとめでは、平日の積丹線は美国町内のバス停の利用が比較的多い一方で、美国へ余別方面は午前6時30分発の始発便の5名が最も多い状況でした。それ以外の時間帯は利用状況が非常に少ない結果でした。さらに、休日の積丹線は町内の利用が少なく、余別発着便に関しては美国までの利用がかなり少ない結果でした。高速しゃこたん号、神威岬発着便の利用は比較的多く、観光利用が多いことが見えてきます。高速しゃこたん号は、美国発着便は平日、休日問わず町内の利用がほぼない状況でした。町内のバス停の利用者は、平日が109名、休日が98名で、全体の利用者数1,235名に対するこの利用者数の割合は、6分の1程度になりました。

アンケート結果のまとめでは、属性の部分で、神威岬まで運行する路線については観光客、美国や余別へ運行する路線では通勤・通学の利用者が多く見られた状況です。積丹線の利用は、余市、小樽方面へ行く利用目的の割合がやはり高い一方で、高速しゃこたん号の利用は目的地が札幌・小樽の利用割合が高い状況です。また、平日の余別へ美国間でバスが運行していない時間帯は、美国発着便はバスとの時刻が合わないところが多いため、どうしても自動車等の送迎を利用して美国まで来るといった割合が高い状況でした。

これらの調査結果からは、次の4点について分析をしているところと、

① 美国へ余別方面のバス停の利用者が少ない一方で、休日の利用は観光目的の利用があったことから、時刻や時期に応じた運行の検討の必要性があること

② 高齢者の公共交通の利用は、積丹線の利用は2割が60歳以上という状況でした。今後も高齢化が進展する見込みから、高齢者に優しい公共交通の在り方の検討の必要性があること

③ 利用目的に通勤・通学があることから、余別発の始発便、小樽駅前発の最終便は、乗降人数が少なくても毎日の需要が見込まれるため、必要性があること

④ 高速しゃこたん号、積丹線の在り方は、新型コロナウイルス感染症の流行が終息した後、観光客の増加等が見込まれるため、観光交通として利用する交通体系の在り方の検討の必要性があること

また、これまで各地区で開催しました意見交換会から得られました

た現状と課題・問題点は、次の5点に整理しているところです。

① 自家用車への依存度が高いこと

② 通勤・通学便に、余別始発便は維持してほしいとの意見が各地区から出されていたこと

③ 曜日が決まっている通院に活用できる交通の確保、維持を考えてほしいとの意見も多く出ていたこと

④ 美国へ余別間が廃止となった場合の代替交通の運行形態では、予約制の案に様々な意見が出されましたが、予約制にするにしても、一度実証運行してから判断をしてほしいとする意見も考慮しながら検討していく必要があること

⑤ 当町の特徴であります観光利用の部分で、利用者に分かりやすい情報発信も考慮しながら、町外からの来訪者にも応える運行を考えていく必要があること



以上のような様々な乗降調査、アンケート調査、意見交換会を踏まえた地域公共交通計画の方向性、検討中の素案について、人口、地域性、通学・通勤、観光、既存の路線バス、ハイヤー、その他輸送支援の部分など、社会情勢から見た課題・問題点という観点から整理を進めており、協議会では、次の7点を方向性として捉え、協議を続けているところです。

① 路線バス積丹線の代替交通の維持には、費用的な面から国等の支援下での運行と予約運行による効率的なサービスの提供等の検討の必要性があること

② 既存路線の空白地域での移動手段の検討には、現在、神岬地区と丸山地区に公共路線が走っていない状況から検討の必要性があること

③ 既存の輸送手段を活用した持続可能な公共交通の検討には、様々な輸送手段をどのように組み合わせ、どう連携させていくかを念頭に入れて交通計画を策定する必要性があること

④ 美国地区での乗継ぎしやすい時間の調整には、美国発着の便に集約された場合、美国発の余市・

小樽方面の時間帯との乗継ぎダイヤの調整による運行体制の検討の必要性があること

⑤ ハイヤーの維持には、現在、最も移動手段として自由度の高いハイヤーとも連携をしながら活用する必要性があること

⑥ 観光需要に応じた輸送手段の検討には、当町の特徴に応じた運行手段をどう確保していくかを念頭に入れながら、計画策定をする必要性があること

⑦ 町民、観光客が理解し、維持し続ける移動手段の確保には、利用促進の部分で地域公共交通も利用者がいなければ維持が困難になりますので、多くの人にこのバス等を利用していただくだけの工夫と促進策を考えていく必要性があること

田村委員質問

全体に丁寧な説明してもらい、乗車人数なども教えていただきましたが、一番大事なところを見落としていませんか。恐らくバスが利用できる人よりも利用したくても利用できない人の数が多いはず。今ま



で何遍も議会で言ってきたことですが、例えば小樽に行くまでにトイレに3回行かなければ駄目な人がいます。また、優待券で温泉利用している方々がいますが、近所の人で2分間も歩けない人がいます。2分歩いたら30秒休む。50歩続けて歩けないので48歩で足が止まります。30秒くらい休んでからまた小またで歩き出します。本当にそういう人たちが温泉を利用したり、バス利用することができませんか。そういう町民に寄り添う心遣いが全く感じられないのです。咳が出て肺炎の疑いもあるから早く病院に行きたいけれども、バスの便が悪くて病院に行けないのが今の実態です。また、温泉のバスに乗車したくても手で引張つてもわからないとバスに乗れない人もいます。そういう配慮がしっかりできているのであれば、温泉の利用者ももっと増えてくるはず。積丹町とは地方自治体としての状況は違うと思いますが、先月のニュースで山形県の事例を紹介しています。地域公共交通に大型バスを運行して赤字だったものが、大型バスをやめて小型バス2台の体制にしました。運転手も2名にし



▲島武意海岸入口バス停留所

て便数も倍に増やし、バス停も300メートルごとに設けることで利用者は3倍になったそうです。これはいかに利用したい人たちがいたかということの証です。そして、移動販売車や生協のトドックで買い物する人も結構いますけれども、365日毎日朝昼晩料理される人は、安くて良いものを目で確かめて選んで、工夫して料理することが一つの生きがいや楽しみ、安心につながっているのです。

一番気になるのがただの交通の足と捉えていることです。65歳過ぎたら座りつ放しはよくないという理由からあまりテレビを見ず

に、とにかく立つて出歩くことが大切だそうです。それから認知症の大きなリスクになることも考慮しなければならぬと思います。座りっぱなしはエコノミークラス症候群から始まって、精神的にも様々な健康被害が起きると言われています。利用者の玄関まで迎えが必要とは言いませんが、せめて町内で用事を足せるくらいは必要だと思えます。そういった一番大事なところの考慮が欠けていますので改めて言いますが、声なき人の声をしっかりと受け止めてください。ただバスが通ればよいのではないのです。乗降の際には、手を引っ張ってあげましょうよ。背中を押してあげましょうよ。それが住んでよかったといえる町になるのではないですか。

山形県と同じようなことを積丹町で行っても成功するかはわかりませんが、何とか皆さんとボランティアを有償などでできないものかと思えます。これは報酬ではなく謝礼ですから兼業を禁止されている公務員でもできます。謝礼から税金も関係ありません。車の燃料代の一部を少し捻出するような仕組みをつくって、皆さんに協

力してもらいながら、ゆっくり買物をさせて、トイレも寄ってあげて、そして玄関まで送ってあげませんか。公共的なバスが必要な中でそういう細かなところにも着目して、何としても失敗しないようにいろいろな知恵や案を出し合い、ぜひ検討してほしいと思っています。

平阜企画課長答弁

大変貴重なご意見等をいただいたものと思っています。そのような運行体制・在り方というのは、今まさに協議会で検討を進めています。只今のご意見等は、協議会にももちろん伝えまして、高齢者に寄り添ったよりよい公共交通体制の在り方について、引き続き協議を進めたいと思います。

石田委員質問



美国へ余別間を令和5年9月をもって路線廃止する提案が北海道中央バスよりされており、資料からも美国から乗車している住民の数も平日、休日含めてかなり少ないように思っています。中央バスとの協議で

はその点だけを協議されたのですか。また、美国へ余市方面、小樽方面等の路線については、10年先くらいまで廃止の案は今のところ出ていないものとして安心してよろしいのですか。

平阜企画課長答弁

現在のところ、中央バスからは令和2年9月に出されました3か年の合理化計画以上のもは提案されていない状況です。この合理化計画は、3年次の令和5年9月をもって小樽へ余別間を廃止する部分が最終的な合理化提案となっております。今のところ中央バスからはこれ以外のさらなる減便等の話は出ていない状況です。高速しゃこたん号も今のところ廃止の話は承っていません。

また、先般の新聞で令和3年10月から令和4年9月までの積丹線の収支不足は1,800万円との報道がありました。これには、広域の協議会・分科会の中でその収支の負担の在り方について協議を進めている状況ですが、その分科会の中でも特に中央バス側からは、さらなる減便等の具体的な提案はされていません。

石田委員再質問

3か年の見直しが行われ、令和5年9月以降に本町だけではないかもしれないかもしれませんが、中央バスからほかに様々な提案がなされることについて、今の状態ではつかめていないというながらも、何か打診されたりしなかったのでしょうか。

平阜企画課長再答弁

今の中央バスとの広域的な分科会の中で出されているものは、この合理化提案の部分のみです。収支不足の1,800万円について今のところ枠組み合意がありますが、基本的には沿線自治体の中で全額を負担してほしいとの話が出ている状況で、この赤字と今後の枠組み合意等をどのようにしていくかを主眼に協議が進められている状況です。

馬場委員質問



各運行の実態として、今現在、積丹町には温泉送迎バス、病院送迎バス、スクールバス等があり、それらの運行主体の属性は、シダックス大新東ヒューマンサービス(株)や社会

福祉協議会などの様々な形態ですが、それぞれに利用者が限定される形になっています。買い物等の一般の意向に対する法的な規制はなくなる見込みなのでしょうか。上手にそれらを活用すると非常に幅が広く、自由度の高い利用につながるものと思っていますので、その規制によって今まで乗車することができなかった部分がどうなるのか。また、どこを指しているのか教えてください。

平阜企画課長答弁

診療所・温泉

泉送迎バスは、診療所と温泉利用の送迎に限定していますが、これについては何ら法的な規制、縛り等はありません。基本的に町が決めて、制約している状況ですので、今後、路線バスをこの協議会で維持していく場合には、これら送迎バスを路線バスの一つとして組み込む方法も併せて議論をしている状況です。

ただ、社会福祉協議会が行う事業等は、今のところ需要や人員的な部分でなかなか厳しいとの意見もありますので、次の段階での議論で整理していくことになろうかと思っています。

馬場委員再質問

路線バスの代

わりになり得る新しい交通体系ということ、当然買い物もできるし、また観光客が乗ることもできるものです。しかし、先ほど田村委員が発言されたような個別のケースについて、社会福祉協議会、今ある様々な病院関係、買物、日常生活の補助等の観点で、人手が不足するのであれば地域おこし協力隊の活用、運行体制の調整や運転手複数名の確保等、もう一歩進んだ取組みを次の段階ではなくて、今の段階で取り組むことが必要ではないでしょうか。

平阜企画課長再答弁

ただ今

ご助言も今協議会の中で進めているこの公共交通計画の策定の中で、しっかりとお伝えしたいと思っています。一方で、社会福祉協議会の運送事業は法の縛りがありますので、それとの連携、便乗等は難しいものと考えてますが、社会福祉協議会との連携の必要性は協議会にお伝えさせていただき、検討してまいります。

逢坂委員質問

この地域公共



交通の懇談会、意見交換会に各

地域で参加させてもらいました。その中で特に感じたことは、各地域で参加する方々が大体7名〜8名の状況で、その集まった方々のうち、車を運転する方が大半で、

バスを利用される方が1名〜2名程度の状況だったことです。その理由を考えたときに、今回のこの意見交換会の案内がIP告知だけだったことにあると思いました。地域のお年寄りには全然知らず、観光事業者も知らなかった状況が大半でした。本当に住民の声を聞きたいのであれば、紙1枚にでも印刷して、広報誌等の各戸配付の際に併せて配ってほしかったと思います。

役場の他の様々な業務でも同じことがいえませんが、地域公共交通云々と難しい言葉で会議名がついていても、地域の方々は何のことかよく分からないのが実態です。はっきりと「積丹町の交通運行に関する懇談会」などの分かりやすい会議名を記載してほしいと思います。令和5年4月には地域説明

を開催されるとのことですので、IP告知だけではなく印刷物で、地区ごとの開催であっても全地区の時間帯等も参考に記載して配付してほしいと思います。IP告知は高齢者が聞いていないこともありますので、あまり頼り過ぎない形での周知をお願いしたいと思います。

平阜企画課長答弁

先の意見交

換会のご案内は、実際にIP告知のみという形でした。やはりこれも配慮不足として率直に反省すべき点と思っています。今後、運行形態が決まりましたから各地区に入って、再度意見を聞く場を設けたい考えですので、その際には分かりやすい案内を心がけたいと思います。

岩本委員質問

法定計画の方



向性については、既存の輸送手段を活用した持続可能な公共交通の検討に重きを置くべきだと思います。要するに福祉有償運送のもので、何でも一律に無償というわけにはいかないことから、もう



▲積丹余別バス停留所

少し考える余地があると思いますし、診療所・温泉送迎に限らず馬場委員の意見を網羅して、少し拡大解釈することで、田村委員の意見にも配慮して、もう少し充実した案を練っていくことが妥当ではないかと思えます。

それから意見交換会の案内に限らず、便利なのは分かりますが、本町は少しIP電話に頼り過ぎていたりところがあるような気もします。大変でしょうがもう少し町民のところを足を運んで、特に高齢者等には役場に来てもらうのではなく、役場職員が伺って相談を受

けるなどという姿勢が大事ではないかと思えます。

この説明会の参加者が69名ということですけれども、各地区で何名ずつだったのか教えていただきたいと思えます。

平阜企画課長答弁 意見交換会

の参加人数は、神岬地区7名、婦美・丸山地区2名、余別地区15名、野塚地区9名、日司地区7名、幌武意地区8名、来岸・西河地区が7名、入舸地区7名、美国地区1名、観光事業者向けが6名でした。

また、既存輸送手段を活用した持続可能な公共交通の検討に重きを置いて、もう少し充実した交通体系の在り方を検討する必要性があるのではないかとのご意見は、今後、協議会の中で併せて協議してまいります。

岩本委員再質問 既存の輸送を

活用した公共交通の検討ですが、これを充実したものにしていくということとは、やはり最終的には町の覚悟が必要です。行政が住民のために持続可能性（サステナビリティ）をいかに守っていくかとい

う町の覚悟が問われていると思います。これからの町民を守っていく町の覚悟をこの中で網羅し、少しでも町民の安心感を盛り込んでいくのがこの部分であると思えます。

平阜企画課長再答弁 今の岩本

委員のご意見は、しっかりと協議会にお伝えさせていただいて、計画の中に反映できるものは反映したいと思っています。

【委員会継続調査を決定】



議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問合せください。
電話：44-3380

——マスク着用と手指消毒のお願い！——

3月13日以降は、傍聴者個人の判断にもよりますが、季節性を含む感染症流行対策のため、引続きご協力ください。



▲野塚小学校6年生の議会傍聴

行政視察の受入れ

積丹町議会では、議員派遣による研修視察で道内外に出向くほかに、他の議会からの「行政視察の受入れ」を行っていますので、直近の受入状況を紹介します。

行政視察とは、議会や常任委員会等が行うもので、その所管事務等について町外の自治体が行っています諸施策の実施状況や実態を視察調査し、自治体の現状を踏まえて今後の議会活動に役立てる目的で実施するものです。

視察の目的が町の施策等である場合は、町に資料等の作成や関係する説明員の出席（説明）を依頼して行っています。

令和4年10月19日に、静岡県議会総務委員会（野田治久委員長ほか委員8名と随行県職員7名）が来町し、定休日の岬の湯しゃこたんの飲食スペースをお借りして、地域の気候風土や資源を活かした特産品開発の推進について、行政視察が行われました。

当町議会からは、岩本議長のほか各委員会の委員長4名が同席して、岩本議長の歓迎挨拶を皮切り

特産品開発の推進について意見交換

静岡県議会 総務委員会が来町



▲視察の様子



▲蒸溜所見学の様子

に、ジン製造元の（株）積丹スピリット岩井宏文代表取締役より、「積丹GIN開発事業の概要」が説明された後、熱心な質疑応答や意見交換が行われました。

その後、岬の湯しゃこたんの駐車場に隣接されています「積丹ブルー蒸溜所」に移動して、施設を見学するとともに多くの県議員が積丹ジンを試飲されました。また、何種類かを数本まとめて購入される姿も見受けられました。

本町での視察時間は約一時間程度でしたが、所期の目的を十分達成されましたことを期待するものです。



議会の主なる動き

十二月

- 12日 議会運営委員会
- 14日 積丹町議会第4回定例会
- 〃日 総務文教常任委員会
- 27日 北後志消防組合議会第2回臨時会 余市町（岩本議長）
- 〃日 北後志衛生施設組合議会第2回臨時会 余市町（岩本議長）
- 28日 議会運営委員会

一月

- 4日 東しゃこたん漁業協同組合市場初セリ 古平町（岩本議長）
- 8日 積丹町二十歳の集い（岩本議長・田村副議長・山本議員）

二月

- 6日 積丹町議会第1回臨時会
- 〃日 産業建設常任委員会
- 10日 北しりべし廃棄物処理広域連合議会第1回定例会 小樽市
（岩本議長・田村副議長）
- 13日 後志町村議会議長会定期総会 札幌市（岩本議長）
- 17日 広報編集特別委員会
- 20日 北後志衛生施設組合議会第1回定例会 余市町（岩本議長）
- 〃日 北後志消防組合議会第1回定例会 余市町（岩本議長）
- 27日 後志町村女性議員協議会令和5年総会 倶知安町（逢坂議員）
- 28日 後志広域連合議会第1回定例会 倶知安町（岩本議長）

議会一〇メモ

辞職勧告決議・重要議案の否決と不信任議決の関係

「不信任決議」は、明らかに不信任の旨の議決でなければならぬ。しかし、必ずしも不信任決議案を可決した場合に限られるのではなく、客観的に不信任の議決と認められるものであればよいとされる。したがって、町長に対する辞職勧告の議決であれば不信任議決に当たるし、逆に信任案を所定の手続きに従って否決した場合も不信任議決に当たると解されている。

仮に、町長が「この議案は重要案件であるから、もし、これを否決したら不信任議決とみなす」と宣言して議会を牽制し、混乱を起こす事例が発生したとしても、これは町長が勝手に不信任されたと判断するに過ぎないものであって、地方自治法でいう不信任議決とは何ら関係のないことである。

また、滅多にないが当初予算の否決も全く同様で、地方自治法でいう不信任議決とは無関係である。議会としては、安心して本来の議決権を堂々と行使すればよいことになる。要するに所定の要件をもって明らかかな不信任の旨の意思表示をした場合が、不信任議決に当たるといふことである。

しかし、この原則の例外になるものがある。それは、非常災害応急復旧の経費若しくは感染症予防のために緊急を要する経費を議会が削除又は減額し、町長がこれを再議に付して、議会が再度これを削除又は減額した場合に、町長は不信任議決の場合と同じく議会を解散することができることになる。

積丹町議会・委員会出席状況

(R4年12月～R5年2月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

氏名									項目	年月日	
9	8	7	6	5	4	3	2	1			
岩本幹兒	馬場龍彦	逢坂節子	笹山義治	海田一時	佐藤晃	石田弘美	山本俊三	田村雄一		議会運営委員会	R4.12.12
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会	R4.12.14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会	R4.12.14
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議会運営委員会	R4.12.28
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回臨時会	R5.2.6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	産業建設常任委員会	R5.2.6
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	広報編集特別委員会	R5.2.17

編集後記

3月に入りました。本町はまだ一面の雪景色ですが、本州では早くも桜前線が北上を進めています。除雪作業のご苦労はもう少しの辛抱です。

昨年12月に、野塚小学校6年生の児童3名が、引率の教職員とともに町議会第4回定例会を傍聴されました。社会科授業の一環ということもあって限られた短い時間でしたが、議席の後方に隣接する傍聴席に座り、初めての経験も手伝ってか少し緊張された面持ちで、行儀良く熱心に傍聴されていた様子でした。

議会だよりでは、毎号「議会を傍聴してみませんか」と題して、町民の皆さんに傍聴の機会を周知しています。議会は公開が原則で誰でも傍聴できますが、本町議会では傍聴に必要なルール(規則)が定められ、許可制になっていますので主なものを紹介します。

①傍聴が許されない場合は、凶器や示威する旗等の携帯、粗暴・酩酊、異様な服装などが該当します。

②傍聴人の定員は50人で、傍聴席に隣接する議場に入ることはできません。

③退場しなければならない場合は、傍聴席での帽子・えりまき・外とうの着用、容儀を乱し、示威的な行為、飲食・喫煙、言論の批評、可否を表す、談話し、喧騒による議事の妨害、写真・映画の撮影、録音(議長の許可を得た者は除く)などが該当します。議会議傍聴の際はご注意ください。

(義)

「春を待つタコ岩(神岬町)」

委員長 笹山義治
副委員長 馬場龍彦
委員 石田弘美
委員 佐藤晃
委員 逢坂節子